

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和3年7月8日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	10件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	9件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	11件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	7件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000112号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100010号

第1 結論

- 1 請求期間①、③及び④について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間⑤について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 4 請求期間⑥について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 5 請求期間⑦について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 6 請求期間⑧及び⑩について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 7 請求期間⑨及び⑪について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 8 請求期間⑫について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 9 請求期間⑬について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 10 請求期間⑭について、F社(後に、G社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年5月1日から同年8月16日まで
② 昭和57年6月16日から同年8月1日まで
③ 昭和57年8月1日から昭和58年4月1日まで
④ 昭和58年4月1日から同年11月1日まで
⑤ 昭和59年4月1日から同年8月1日まで
⑥ 昭和60年4月1日から同年7月1日まで
⑦ 昭和60年8月1日から昭和61年4月1日まで
⑧ 昭和62年4月1日から同年8月1日まで
⑨ 昭和62年8月24日から昭和63年4月1日まで
⑩ 昭和63年4月1日から同年10月1日まで
⑪ 昭和63年10月1日から平成元年4月1日まで
⑫ 平成2年4月1日から同年5月26日まで
⑬ 平成2年8月1日から同年11月1日まで
⑭ 平成3年4月1日から平成4年4月1日まで

請求期間①はA社に勤務したが、年金記録では当該期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、当該期間をA社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

請求期間②はH事業所に勤務したが、年金記録では当該期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、当該期間をC社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

請求期間③はA社に勤務したが、年金記録では当該期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、当該期間をA社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

請求期間④はA社に勤務したが、年金記録では当該期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、当該期間をA社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

請求期間⑤について、昭和 59 年 4 月 1 日からA社に勤務したが、年金記録ではA社における厚生年金保険の資格取得年月日が同年 8 月 1 日となっているので、資格取得年月日を訂正してほしい。

請求期間⑥について、当該期間もA社に勤務したが、年金記録では当該期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、当該期間をA社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

請求期間⑦について、昭和 61 年 3 月 31 日までA社に勤務したが、年金記録ではA社における厚生年金保険の資格喪失年月日が昭和 60 年 8 月 1 日となっているので、資格喪失年月日を訂正してほしい。

請求期間⑧はI事業所に勤務したが、年金記録では当該期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、当該期間をD社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

請求期間⑨はJ事業所に勤務したが、年金記録では当該期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、当該期間をE社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

請求期間⑩はK事業所に勤務したが、年金記録では当該期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、当該期間をE社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

請求期間⑪はL事業所に勤務したが、年金記録では当該期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、当該期間をD社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

請求期間⑫について、平成 2 年 4 月 1 日からM事業所に勤務したが、年金記録ではD社における厚生年金保険の資格取得年月日が同年 5 月 26 日となっているので、資格取得年月日を訂正してほしい。

請求期間⑬について、平成 2 年 10 月 31 日までM事業所に勤務したが、年金記録ではD社における厚生年金保険の資格喪失年月日が同年 8 月 1 日となっているので、資格喪失年月日を訂正してほしい。

請求期間⑭はG社に勤務したが、年金記録では当該期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、当該期間をF社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、B社から提出された人事記録及び同法人の回答から判断すると、当該期間において、請求者はA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合とされているところ、B社は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を控除したか不明である旨回答している。

また、請求者は請求期間①において、自身と同世代で雇用形態が同じであったとする同僚の名を挙げているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、当該期間に当該同僚の被保険者記録は見当たらない。

さらに、前述の被保険者名簿において、請求期間①に被保険者資格を取得した者の健康保険

整理番号は連続しており、当該整理番号に欠番はない。

加えて、N組合の回答によると、請求期間①のうち昭和 56 年 5 月 1 日から同年 8 月 15 日までの期間において、請求者は同組合員の被扶養者である。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、O会から提出された資料及びH事業所から提出された異動簿により、当該期間において、請求者は同社に常勤職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、オンライン記録によると、C社の新規適用年月日は昭和 63 年 4 月 1 日であり、請求期間②は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に当たる上、請求期間②当時における常勤職員の厚生年金保険の取扱いについて、O会は、昭和 63 年 4 月 1 日より前は、6 か月以上 1 年未満の任用がある者はP組合に加入する取扱いとし、その要件に該当しない者は国民年金に加入するよう取り扱っていた旨回答している。

さらに、前述のO会から提出された資料によると、請求者のH事業所における常勤職員の発令開始日から発令終了日までの期間は2か月以内であることを踏まえると、請求者が請求期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間③について、B社から提出された人事記録によると、当該期間のうち昭和 58 年 2 月 1 日以降の期間において、請求者はA社に在職していたことがうかがえる一方、同社は、請求期間③において、請求者が同社に勤務していたか不明である旨回答しており、当該期間のうち同年 2 月 1 日前の期間における請求者の勤務実態を確認することはできない。

また、B社は、請求者の請求期間③における勤務時間数が不明であるため、厚生年金保険の加入対象であったか不明としており、当該期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かについても不明である旨回答している。

さらに、A社に係る被保険者名簿において、請求期間③に被保険者資格を取得した者の健康保険整理番号は連続しており、当該整理番号に欠番はない。

加えて、N組合の回答によると、請求期間③のうち昭和 57 年 11 月 29 日から昭和 58 年 4 月 1 日までの期間において、請求者は同組合員の被扶養者である。

このほか、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間④について、B社の回答から判断すると、請求者は当該期間のうち一部の期間（昭和 58 年 7 月から同年 10 月まで）において、A社に勤務していたことがうかがえるものの、当該回答から、請求者の勤務開始日及び退職日を特定することはできない。

また、B社は、請求者の請求期間④に係る厚生年金保険料を控除したか不明である旨回答している。

さらに、A社に係る被保険者名簿において、請求期間④に被保険者資格を取得した者の健康保険整理番号は連続しており、当該整理番号に欠番はない。

加えて、N組合の回答によると、請求期間④のうち昭和 58 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間において、請求者は同組合員の被扶養者である。

このほか、請求者の請求期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑤、⑥及び⑦について、請求者は、昭和 59 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日まで継続してA社に勤務していた旨主張しているところ、B社は、関係文書の保存年限を超えているため、請求期間⑤、⑥及び⑦における請求者の勤務及び厚生年金保険料の控除状況は不明

である旨回答しており、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、同社から確認することができない。

また、請求者はA社における雇用形態が同じであったとする同僚4人の姓を挙げており、A社に係る被保険者名簿において、請求期間⑤、⑥及び⑦に被保険者であった請求者が挙げた同僚と姓が一致する者に照会したところ、請求者を知っていると回答した者が一人確認できたものの、同人は、請求者の具体的な勤務期間を記憶していない上、自身も厚生年金保険に加入していない期間があったように思うが、当該期間の保険料控除については覚えていないと陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿において、請求期間⑤、⑥及び⑦の間の期間に係る請求者の資格取得年月日（昭和59年8月1日及び昭和60年7月1日）及び資格喪失年月日（昭和60年4月1日及び昭和60年8月1日）は、オンライン記録と一致している上、当該記録が遡及訂正された事跡は見当たらない。

加えて、Q労働局の回答によると、請求者は請求期間⑥中の昭和60年5月7日から同年6月25日までの期間に係る基本手当を受給している。

このほか、請求者の請求期間⑤、⑥及び⑦における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑧について、D社から提出された在職証明書、I事業所の回答及び雇用保険の記録により、当該期間のうち昭和62年6月1日から同年7月31日までの期間において、請求者は同事業所に常勤職員として勤務していたことが確認できる一方、D社及びI事業所は、請求者は請求期間⑧のうち同年6月1日から同年7月31日までの期間のみ臨時的任用職員として勤務していた旨回答しており、請求期間⑧のうち同年6月1日前の期間における請求者の勤務実態を確認することはできない。

また、D社は、請求者の請求期間⑧に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、D社の新規適用年月日は昭和63年4月1日であり、請求期間⑧は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に当たる上、請求期間⑧当時における厚生年金保険の取扱いについて、R会は、臨時的任用職員（常勤職員を含む）に係る健康保険・厚生年金保険制度は昭和63年4月1日から実施した旨回答している。

加えて、D社は、請求期間⑧において、常勤職員が厚生年金保険に加入する制度はなかった旨回答していることを踏まえると、請求者の給与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間⑧における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑨について、E社及びJ事業所の回答並びに雇用保険の記録により、当該期間のうち昭和62年8月24日から同年9月19日までの期間、同年11月26日から同年12月24日までの期間、昭和63年1月8日から同年2月24日までの期間及び同年2月26日から同年3月30日までの期間において、請求者は同事業所に臨時的任用職員（常勤職員）として勤務していたことが確認できる一方、同社の総務課長は、採用及び人事に係る資料を全て保管しているところ、当該資料を確認したが、当該期間以外に請求者は同事業所に勤務していない旨陳述しており、請求期間⑨のうち昭和62年9月20日から同年11月25日までの期間、同年12月25日から昭和63年1月7日までの期間、同年2月25日及び同年3月31日における請求者の勤務実態を確認することはできない。

また、E社は、請求者の請求期間⑨に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、E社の新規適用年月日は昭和63年4月1日であり、請求期間⑨は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に当たる上、請求期間⑨当時

おける厚生年金保険の取扱いについて、R会は、臨時的任用職員（常勤職員を含む）に係る健康保険・厚生年金保険制度は昭和 63 年 4 月 1 日から実施した旨回答している。

加えて、E社は、昭和 62 年度以前において、臨時的任用職員は厚生年金保険の適用対象外とする取扱いであった旨回答していることを踏まえると、請求者の給与から請求期間⑨に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間⑨における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑩について、E社の回答及び雇用保険の記録により、当該期間のうち昭和 63 年 6 月 6 日から同年 7 月 31 日までの期間において、請求者はK事業所に臨時的任用職員（常勤職員）として勤務していたことが確認できる一方、同社の総務課長は、採用及び人事に係る資料を全て保管しているところ、当該資料を確認したが、当該期間以外に請求者は同事業所に勤務していない旨陳述しており、請求期間⑩のうち昭和 63 年 4 月 1 日から同年 6 月 5 日までの期間及び同年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間における請求者の勤務実態を確認することはできない。

また、E社は、請求者の請求期間⑩に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、請求期間⑩当時における厚生年金保険の取扱いについて、R会は、同会が提出した昭和 63 年 4 月 1 日実施の「臨時的任用職員に係る健康保険・厚生年金保険実施要項」（以下「昭和 63 年実施要項」という。）に基づき、臨時的任用職員のうち一発令の任用期間が6か月以上1年未満の者を厚生年金保険の適用対象者としていた旨回答しているところ、前述のとおり、請求者がK事業所に臨時的任用職員（常勤職員）として勤務していたことが確認できる期間は2か月以内である。

加えて、E社は、請求期間⑩において、請求者は同社における厚生年金保険加入の取扱いの条件を満たしていなかった旨回答していることを踏まえると、請求者の給与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間⑩における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑪について、D社から提出された在職証明書及び同社の回答により、当該期間のうち昭和 63 年 10 月 12 日から同年 11 月 7 日までの期間において、請求者はL事業所に勤務していたことが確認できる一方、同社は、請求者は当該期間のみ臨時的任用職員として勤務していた旨回答しており、請求期間⑪のうち同年 10 月 1 日から同年 10 月 11 日までの期間及び同年 11 月 8 日から平成元年 3 月 31 日までの期間における請求者の勤務実態を確認することはできない。

また、D社は、請求者の請求期間⑪に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、請求期間⑪当時における厚生年金保険の取扱いについて、R会は、同会が提出した昭和 63 年実施要項に基づき、臨時的任用職員のうち一発令の任用期間が6か月以上1年未満の者を厚生年金保険の適用対象者としていた旨回答しているところ、D社から提出された請求者に係る人事異動通知書によると、請求者のL事業所における臨時的任用期間は、2か月以内である。

加えて、D社は、前述の要項による適用者とならないため、請求者は請求期間⑪において、厚生年金保険の加入対象者とはならなかった旨回答していることを踏まえると、請求者の給与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間⑪における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑫について、D社から提出された在職証明書、同社の回答及び雇用保険の記録によ

り、当該期間において、請求者はM事業所に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D社は、請求者の請求期間⑫に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、請求期間⑫当時における厚生年金保険の取扱いについて、R会は、同会が提出した平成元年4月1日実施の「臨時的任用職員に係る健康保険・厚生年金保険実施要項」（以下「平成元年実施要項」という。）に基づき、臨時的任用職員のうち任用期間が2か月を超え1年以内である者を厚生年金保険の適用対象者としていた旨回答しているところ、D社から提出された請求者に係る人事異動通知書によると、請求者のM事業所における当初の臨時的任用期間は、平成2年4月1日から同年5月25日までの期間であり、当該任用期間は2か月以内である。

さらに、D社は、任用期間が2か月を超えないため、平成元年実施要項による適用者とならないことから、請求期間⑫において、請求者は厚生年金保険の加入対象者とはならなかった旨回答していることを踏まえると、請求者の給与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間⑫における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑬について、請求者は、平成2年4月1日から同年10月31日までの期間について、引き続き、M事業所に勤務した旨主張しているが、D社は、同事業所における請求者の勤務期間は、同年4月1日から同年7月31日までの期間であり、請求期間⑬は任用期間ではない旨回答しており、当該期間における請求者の勤務実態を確認することはできない。

また、オンライン記録において、請求期間⑬にD社における厚生年金保険被保険者資格を取得している者に照会し、19人から回答があったものの、当該回答者から請求期間⑬における請求者の勤務をうかがわせる事情は得られなかった上、M事業所は、請求者が同事業所に勤務していたか否か不明である旨回答しており、請求者の当該期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、全国健康保険協会S支部の回答によると、請求者は請求期間⑬において、健康保険の任意継続被保険者であることを踏まえると、請求者が当該期間において、厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

加えて、D社は、請求期間⑬に係る請求者の厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、このほかにも、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑭について、オンライン記録によると、G社は、平成15年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所に確認することができない。

また、N組合の担当者は、A社がG社の運営を行っていた旨陳述しているところ、B社は、請求期間⑭において請求者がG社に勤務していたか否か不明である旨回答している。

さらに、N組合の回答によると、請求期間⑭のうち平成3年4月30日から平成4年4月1日までの期間において、請求者は同組合員の被扶養者である。

このほか、請求者の請求期間⑭における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①から⑭までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000214号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100011号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①から⑩までの各期間に係る標準賞与額を別表の1のとおり訂正することが必要である。

平成24年8月10日、同年12月20日、平成25年4月5日、同年8月9日、同年12月20日、平成27年8月5日、同年12月25日、平成28年2月29日、同年8月4日、同年12月20日、平成29年8月15日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成24年8月10日、同年12月20日、平成25年4月5日、同年8月9日、同年12月20日、平成27年8月5日、同年12月25日、平成28年2月29日、同年8月4日、同年12月20日、平成29年8月15日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 請求者のA社における標準賞与額を平成29年12月25日は30万円に訂正することが必要である。

平成29年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額(第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)として記録することが必要である。
- 3 請求者のA社における請求期間⑬のうち、平成22年10月1日から平成23年6月1日までの期間、同年6月1日から平成24年4月1日までの期間及び同年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を別表の2のとおり訂正することが必要である。

平成22年10月から平成24年8月までの各月に係る訂正後の標準報酬月額(オンライン記録における標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
 - 氏名 : 男
 - 基礎年金番号 :
 - 生年月日 : 昭和57年生
 - 住所 :
- 2 請求内容の要旨
 - 請求期間 : ① 平成24年8月
 - ② 平成24年12月
 - ③ 平成25年2月
 - ④ 平成25年8月
 - ⑤ 平成25年12月
 - ⑥ 平成27年8月
 - ⑦ 平成27年12月
 - ⑧ 平成28年2月
 - ⑨ 平成28年8月

- ⑩ 平成 28 年 12 月
- ⑪ 平成 29 年 8 月
- ⑫ 平成 29 年 12 月
- ⑬ 平成 22 年 7 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日まで

請求期間①から⑫までの各期間について、A社から賞与の支給を受け、当該各賞与から厚生年金保険料の控除もあったが、厚生年金保険の記録において、当該各期間に係る標準賞与額の記録がない。

また、請求期間⑬について、標準報酬月額記録は、実際に貰っていた給与よりも低く記録されている。

請求期間①から⑬までの各期間における給与及び賞与に係る明細を提出するので、調査の上、当該各期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑫までの各期間について、請求者から提出された賞与明細並びにB社から提出された請求者に係る預金元帳及び取引明細書により、請求者が、当該各期間にA社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額（上限 150 万円）の範囲内であることから、請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑫までの各期間に係る標準賞与額及び当該賞与の支払年月日については、前述の賞与明細により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額並びに預金元帳及び取引明細書において確認できる賞与に係る取引日付又は取引日から、別表の1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑫までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から回答を得ることができず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間⑫に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細により、第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額よりも高い額の賞与の支払を受けていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間⑫に係る標準賞与額については、前述の賞与明細の賞与額から、30万円とすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準賞与額（第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間⑬のうち、平成22年7月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出された当該期間に係る給与明細において確認できる本来の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額である。

一方、請求期間⑬のうち、平成22年10月1日から平成24年9月1日までの期間について

て、前述の給与明細により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額である。

したがって、請求期間③のうち、平成 22 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間については、前述の給与明細により確認できる報酬月額から、別表の 2 のとおりとすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額（オンライン記録における標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000214号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100011号

1 【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準賞与額
平成24年8月10日	54万円
平成24年12月20日	36万円
平成25年4月5日	72万円
平成25年8月9日	57万円
平成25年12月20日	150万円
平成27年8月5日	57万円
平成27年12月25日	150万円
平成28年2月29日	133万円
平成28年8月4日	53万7,000円
平成28年12月20日	43万円
平成29年8月15日	64万5,000円
平成29年12月25日	29万9,000円

2 【厚生年金保険法(第75条本文)による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成22年10月から平成23年5月まで	26万円	20万円
平成23年6月から平成24年3月まで	30万円	
平成24年4月から同年8月まで	36万円	

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000523号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100012号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年4月4日から同年8月1日まで
② 平成17年9月14日から平成18年3月1日まで

私は、B市にあったA社に派遣社員として雇用され、請求期間①はC社、請求期間②はD社において、いずれもフルタイムで勤務していたにもかかわらず、当該各期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

また、A社の就労期間内において、E病院に複数回に渡る通院と受検のときに、健康保険証を所持していたはずなので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の回答及び同社が保管する条件変更照会(一覧)並びに請求者から提出された派遣就労証明書及び請求者名義の預金通帳から、請求者が請求期間①及び②において、同社に在籍し、派遣先事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、当時の詳細な雇用契約の内容、社会保険の加入に関する資料、賃金台帳等は既に廃棄しているため、不明である旨回答している。

また、前述の預金通帳を見ると、請求期間①及び②に係る各月にA社からの給与の振込記録が確認できるものの、当該給与の内訳は不明であり、前述の同社の回答を踏まえると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かを確認することができない。

さらに、請求者が記憶する請求期間①における派遣先事業所の元同僚について、オンライン記録によりA社に係る厚生年金保険の被保険者記録の確認を行ったところ、同社の被保険者記録に当該元同僚は見当たらない。

なお、請求者は、医療機関から交付された検査結果時系列画面プリントにおける採取日をもって、A社における就労期間内において、保険適用により受検した旨主張しているところ、当該医療機関は、いずれの採取日の検査についても、請求者は国民健康保険の被保険者として受検した旨回答している上、請求者の請求期間①及び②当時の住所地であるF区は、請求者は請求期間①及び②を含む平成17年1月30日から平成18年4月22日まで国民健康保険の被保険者であった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態並びに厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000692号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100013号

第1 結論

請求者のA社における平成30年5月1日から同年6月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成30年5月は20万円を41万円とする。

平成30年5月の訂正後の標準報酬月額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年7月1日から平成30年6月1日まで

ねんきんネットにより、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、入社時から給与明細書の支給額より大幅に低く20万円と記録されていることが分かった。

その後、事業所から提出された報酬月額の訂正等に係る届出により標準報酬月額が訂正されたが、請求期間の訂正後の標準報酬月額については、保険給付の対象とならない標準報酬月額となっているため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成30年5月1日から同年6月1日までの期間について、当該期間は訂正請求書受付日(令和2年6月12日。以下「訂正請求受付日」という。)において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、当該期間に係る標準報酬月額については、同法に基づき報酬月額に見合う標準報酬月額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成30年5月1日から同年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出されたA社に係る給与明細書及び日本年金機構が保管する請求者に係る賃金台帳(以下「給与明細書等」という。)により確認できる、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額から、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として41万円とすることが妥当である。

2 請求期間のうち、平成28年7月1日から平成30年5月1日までの期間について、当該期間は訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)が適用される期間であるところ、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、記録の訂正及び保険給付が行われるためには、これらの標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回ることが必要となる。

しかしながら、請求期間のうち、平成28年7月1日から平成30年5月1日までの期間について、前述の給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(20万円)と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000224号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100014号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年1月20日から同年11月20日まで

厚生年金保険の記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成26年1月20日となっている。

私が所持する雇用保険受給資格者証の離職年月日を見ると、平成26年11月19日となっているので、調査の上、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年11月20日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間について、請求対象事業所において厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

請求期間について、雇用保険の記録並びにA社の回答及び同社から提出された出勤簿兼賃金台帳(以下「出勤簿等」という。)によると、請求者は当該期間において、同社に継続して勤務又は在籍し、当該期間のうち、平成26年1月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録及び日本年金機構B事務センターが保管する請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失届を見ると、請求者は同社において、平成19年7月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成29年10月13日に同社から平成26年1月20日を資格喪失年月日とする届書が提出されるまで、平成19年7月1日から平成26年11月20日まで継続して厚生年金保険の被保険者であることが認められる上、請求者は同日付けで、国民年金第3号被保険者に該当している記録が確認できる。

しかしながら、前述のとおり、請求者は請求期間において、A社における厚生年金保険の被保険者であったところ、平成29年10月13日に実施された日本年金機構C年金事務所の同社に対する総合調査により、公共職業安定所長あての遅延理由書(平成29年5月29日付け)に、請求者が平成26年1月19日に同社を離職した旨の記載が確認されたため、同社の事業主は、当該年金事務所から請求者の厚生年金保険の被保険者資格を喪失する届書の提出の指示を受け、当該遅延理由書の記載内容に基づき、請求者の厚生年金保険被保険者資格を同年1月20日(離職した日の翌日)付けで、資格喪失する届書を当該年金事務所に提出したことがうかがえる。

また、請求期間のうち、平成26年1月20日から同年9月8日までの期間について、前述のA社に対する総合調査により、日本年金機構C年金事務所の調査担当者が作成した調査票を見

ると、同社の定める厚生年金保険の被保険者となる適用基準は、1か月の勤務時間が120時間以上とする旨の記載が確認できるところ、前述の出勤簿等から、請求者の当該期間に係る各月における勤務時間の大半がこの適用基準を下回っており、これらの事情を踏まえて、同機構B事務センターは、請求者は当該期間において、同社における厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていないと回答している。

さらに、請求期間のうち、平成26年9月9日から同年11月19日までの期間について、前述の出勤簿等及び請求者から提出された雇用保険被保険者離職票-2における備考欄を見ると、請求者はA社から当該期間に係る給与の支払を受けていないことが確認できる上、同社は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる賃金台帳及び源泉徴収簿の資料がない旨回答しており、これらのことから、請求者は請求期間において、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態であったことを認めることができない。

このほか、請求者が請求期間において、A社における厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態があったことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

なお、請求者は、A社から提出された平成26年1月20日を資格喪失年月日とする届書に誤記があったため、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない旨主張し、事業主からも当該届書の資格喪失年月日を誤って、年金事務所に提出した旨の回答が得られているものの、請求者は請求期間において、同社における厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたとは認められないため、請求者の厚生年金保険の被保険者記録を訂正することはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000727号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100015号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和52年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

昭和52年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和52年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年6月30日から同年7月1日まで

昭和52年4月1日にA社に入社し、昭和55年1月末に退職するまでの期間、同社に継続して勤務したが、昭和52年7月1日付けでB工場からC本社営業部に異動となった請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、A社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和52年7月1日に訂正し、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の回答により、請求者は請求期間において、A社B工場に継続して勤務し(昭和52年7月1日にA社B工場から同社C本社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B工場における昭和52年5月の厚生年金保険の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の当時の事業主は、請求者の当該期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付について、資料がなく不明である旨陳述しているが、事業主が請求者の資格喪失年月日を昭和52年7月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年6月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年6月30日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年6月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000741号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100016号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年3月31日から同年12月24日まで

国の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が、平成3年3月31日になっている。

前回の訂正請求では、雇用保険の記録が平成3年6月30日に離職となっていること等から同年3月31日から同年7月1日までの期間について、従業員としての立場から年金記録の訂正を求めたが認められなかった。

私は、A社では、平成3年12月23日まで常務取締役として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

商業登記の記録では、私がA社の取締役を退任(平成2年12月31日)した登記が平成3年12月20日にされており、同日まで私が同社の取締役としての権利義務を有していたのは明らかである。

また、平成3年12月21日は会社に出勤し、専務と昼食を共にした。

さらに、平成3年12月22日は日曜日、翌日の23日は天皇誕生日で共に休日であり、休日であれば雇用関係は継続しているはずなので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち平成3年3月31日から同年7月1日までの期間(以下「前回の請求期間」という。)は、i) A社は、請求者の同社における退職年月日等について、資料がなく不明と回答しており、同社から請求者の前回の請求期間における勤務及び在籍を確認できず、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたか否か確認できないこと、ii) オンライン記録において、前回の請求期間に同社で厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先が判明した者に照会し、回答のあった者のうち17人が請求者を記憶していたものの、当該17人の回答からは、請求者の前回の請求期間に係る勤務実態について確認することができないこと、iii) 請求者は、昭和58年7月分から平成3年3月分まで(平成3年3月分のみ2枚)の支給明細書を提出し、2枚の平成3年3月分支給明細書のうち、1枚の支給明細書が同年4月分支給明細書であると主張しているが、同社の回答、前回の請求期間当時に同社で給与事務及び社会保険事務の担当者であったとする者の陳述並びに請求者の妻が所持していたとする同年1月28日から同年9月1日までの家計簿からは、同年3月分支給明細書のうちの1枚が同年4月分支給明細書であったと推認することができず、請求者提出の就業規則等から前回の請求期間に係る同年3月16日以降の給与の支払を確認できない上、前回の請求期間に係る勤務及び在籍をうかがうこともできないこと、iv) B厚生年金基金(以下「C基金」とい

う。) 提出の厚生年金基金加入員資格喪失届及びD国民健康保険組合の回答によると、請求者の同社に係るそれぞれの資格喪失年月日は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日と一致している上、請求者提出の前述の支給明細書及び家計簿、同年5月14日にE市が発行した平成3年度国民健康保険料決定書及び同年度の5月分から9月分までの国民健康保険料領収証書並びにオンライン記録における請求者の特別支給の老齢厚生年金に係る記録及び請求者の妻の国民年金に係る記録からは、請求者が前回の請求期間において、同社に在籍していたこと及び厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態であったこととはうかがえないことなどから、既に平成30年6月18日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする近畿厚生局長(以下「行政庁」という。)の決定(以下「原処分」という。)が通知されている。

一方、請求者は、原処分を不服として、平成30年9月21日に厚生労働大臣に対し、原処分の取消しを求めて審査請求を行ったところ、厚生労働大臣は、行政庁における事実の認定及び判断内容については、違法又は不当な点は認められず、原処分は妥当であるとして、令和元年10月23日付けで請求者の審査請求を棄却する裁決をしている。

また、請求者は、上記の審査請求と並行して、平成30年12月27日にF地方裁判所に原処分の取消を求める訴えを提起したところ、同地方裁判所は、i) 請求者は、平成3年4月、特別支給の老齢厚生年金の裁定請求をしたこと、ii) 請求者は、同年4月から、C基金から第2種退職年金の支給を受けていたこと、iii) 請求者の妻は、請求者がA社を退職したことを前提に、国民年金の被保険者種別変更届をし、同年5月、当該変更届に係る事務処理が行われたこと、iv) 請求者は、同年4月分から、E市に対し、国民健康保険料を自ら納付していたこと等、その他の諸事情も含めて総合勘案すると、同年3月31日から同年6月30日までの期間において、請求者と同社との間に、請求者が、同社の業務に従事し、その対価として同社の事業主から一定の報酬の支払を受けるという事実上の使用関係があるという請求者の主張内容が、社会通念に照らして明らかに不合理でなく、一応確からしいものであると認めることはできないというべきであり、他にこれを認めるに足りる客観的かつ的確な証拠はないことから、厚生年金保険原簿に記録された請求者に係る被保険者資格の喪失年月日が「事実でない」場合に該当するとはいえず、請求者の訂正請求に理由があるとはいえない。したがって、原処分は適法であるとして、令和元年9月27日付けで請求者の処分取消請求を棄却する判決(以下「原判決」という。)をしている。

さらに、請求者は、原判決を不服として、令和元年10月8日にG高等裁判所に対し、原判決の取消を求めて控訴(以下「控訴審」という。)したところ、同高等裁判所は、請求者の原処分の取消を求める請求には理由がなく、原判決は相当であるとして、令和2年3月19日付けで請求者の原判決の取消を求める請求を棄却する判決(以下「控訴審判決」という。)をしている。

加えて、請求者は、控訴審判決を不服として、令和2年3月27日に最高裁判所に対し、控訴審判決を破棄し、更に相当の裁判を求める上告受理申立を行ったところ、最高裁判所は、令和2年10月23日付けで、本件を上告審として受理しないと決定(以下「最高裁決定」という。)し、原処分が適法であるとの原判決が確定している。

2 今回の訂正請求で、請求者は、請求期間を前回の請求期間から、平成3年3月31日から同年12月24日までの期間に変更した上で、当該期間について、A社から給与の支払を受け、当該給与から厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、請求期間のうち前回の請求期間については、上記で述べたとおり、最高裁決定で原処分が適法である旨確定している。

また、請求者からは、今回の訂正請求に当たり、請求期間に請求者が厚生年金保険被保険者としての要件を満たし、当該期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認できる新たな関連資料の提出はない。

さらに、請求者は、今回の訂正請求で請求期間を変更したことから、オンライン記録において、平成3年7月から同年12月までの期間にA社で、厚生年金保険被保険者資格を取得している8人に照会し、3人から回答を得たが、そのうちの2人は請求者を記憶しておらず、請求者を記憶していると回答した1人は、自身について、平成元年頃からアルバイトとして勤務し、その後正社員となり、平成5年12月頃まで同社に勤務していたとした上で、請求者が平成3年12月23日まで常務取締役として同社に勤務していたかは不明と回答しており、これらの者から請求者の同年7月から同年12月までの期間に係る勤務を確認することができない。

加えて、雇用保険記録によると、請求者は、A社を平成3年6月30日に離職した後、同年7月1日に求職の申込みを行い、同年7月8日から平成4年5月2日までの期間について、失業給付の基本手当を受給していることが確認できる。

また、請求者は、今回の訂正請求において、A社では、平成3年12月23日に常務取締役を退任するまで給与の支払があり、当該給与から厚生年金保険料が控除されていた旨主張しているが、請求者が、同社を相手方として、平成25年8月28日にF地方裁判所に提訴した損害金賠償請求事件の訴状には、平成3年6月11日以降、同年12月20日に常務取締役を退任するまでの期間について、月次給料を受けていないと主張している記載があり、今回の訂正請求における請求者の主張と矛盾する。

さらに、請求者は、前回の訂正請求に係る控訴審において、平成2年12月31日当時、請求者はA社の取締役であったところ、同日、他の取締役5名と共に退任したが、この退任が登記されたのは平成3年12月20日であるから、旧商法258条（会社法346条1項）の規定により、同日までは、同社の取締役としての権利義務を有しており、同社に雇用されていたというべきである旨主張しているところ、G高等裁判所は、前述の控訴審判決の中で、請求者は、平成3年12月20日まで同社の取締役としての権利義務を有していた旨主張するが、仮に請求者が同社の取締役としての権利義務を有していたとしても、請求者が、同社の業務に従事し、その対価として同社の事業主から一定の報酬の支払を受けるという事実上の使用関係があったことにはならない旨判断している。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、原処分を変更すべき新たな事情は見当たらず、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000532号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100002号

第1 結論

昭和58年9月から昭和63年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年9月から昭和63年4月まで

昭和58年9月*日に短大を卒業し、父の経営するA社に就職した。その頃、父から年金手帳を渡された覚えがあるので、短大卒業時に、父が国民年金への加入手続を行ったと思う。

また、国民年金の保険料の納付については、はっきりとは覚えていないが、母がB銀行C支店で毎月納付していたと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和58年9月の短大卒業時に、父から年金手帳を渡された覚えがあるので、その頃、請求者の父が請求者の国民年金の加入手続を行ってくれた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は、厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い国民年金に加入した平成10年12月1日となっており、請求者の主張と符合せず、請求期間は、国民年金に未加入であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム等による氏名検索において、請求者に別の記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、D市は請求期間当時の国民年金の加入記録及び保険料の納付記録を保管していない旨回答しており、請求者が請求期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、請求者に係る国民年金の加入手続を行ったとする請求者の父及び請求者に係る保険料納付を行ったとする請求者の母は既に亡くなっているため、請求期間当時の詳細な状況について確認することができない。

このほか、請求者又は請求者の父母が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000356号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100003号

第1 結論

昭和57年2月から昭和58年12月までの請求期間及び昭和59年1月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年2月から昭和58年12月まで
② 昭和59年1月から昭和61年3月まで

昭和57年2月頃にA市B区役所において、国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料については、納付方法は定かではないが私自身で納付した。

また、請求期間②のうち、昭和59年1月から同年6月までに係る国民年金保険料については、C市D支所の窓口か、金融機関の窓口のいずれかで納付、請求期間②のうち、同年7月から昭和61年3月までに係る国民年金保険料については、夫名義の口座から振替で納付した。

しかし、年金記録を見ると、請求期間①及び②について、保険料未納期間となっているので、当該各期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和57年2月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、昭和61年4月1日にC市において払い出されており、当該記号番号の前後の記号番号に係る国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の国民年金の加入手続は同年3月又は同年4月に行われたものと推認できることから、当該加入手続時点において、国民年金法の時効に関する規定により、請求者は請求期間①の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間②のうち、昭和59年1月から昭和60年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、請求者から過年度納付を行ったとする陳述はない上、同年4月から昭和61年3月までの国民年金保険料については、C市の昭和60年度収滞納一覧表の収納状況欄は空欄となっており、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付したことを確認できない。

さらに、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、別の記号番号が請求者に払い出された記録は見当たらない。

このほか、請求期間①及び②について、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書控等)はなく、当該各期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が

納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000522号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(昭和43年5月1日にB社、昭和61年4月1日にC社にそれぞれ名称変更。以下「D社」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年2月頃から昭和50年5月頃まで

私は、請求期間にD社においてE業務の仕事をしていたが、当該期間の年金記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合とされている。

しかしながら、オンライン記録によると、D社は、平成5年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間にD社における厚生年金保険被保険者記録があり、所在が判明した者に照会をし、5人から回答を得たが、全員が請求者を知らない又は覚えていない旨回答しており、これらの者からも、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、F労働局は、D社において、請求者の雇用保険の被保険者資格取得に係る手続が行われていない旨回答している。

このほか、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保管しておらず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000562号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100018号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成8年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成8年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで

平成8年4月1日に、A社からB社に転勤したが、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間も継続して勤務していたので、当該期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、C社の回答及び同社の元同僚の陳述から判断すると、請求者は、同社に継続して勤務し(平成8年4月1日にA社からB社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成8年2月の厚生年金保険の記録から26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失年月日を平成8年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000739号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100004号

第1 結論

昭和59年12月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年12月から昭和61年3月まで

私は結婚して、会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付していた。

しかし、請求期間について、国民年金の加入記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、被用者年金制度の被保険者である夫の被扶養配偶者であった請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、請求者の記号番号は、昭和61年4月1日以降に国民年金第3号被保険者となる手続きをしたことにより、A県B市において払い出されており、請求期間において請求者は国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、日本年金機構において、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の請求期間当時の住所地であるA県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できなかった。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000789号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100019号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(以下「B事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年12月21日から平成7年1月1日まで

厚生年金保険の記録では、B事業所における被保険者資格の喪失年月日が平成6年12月21日と記録されているが、同年12月分の給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されているので、当該喪失年月日を平成7年1月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間について、請求対象事業所において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことが前提とされている。

しかしながら、B事業所の元事業主は、請求期間当時は非常に多忙で、当初決めていた退職日を過ぎても請求者に出勤してもらった可能性はあるものの、請求者の雇用契約終了日は不明である旨回答している上、当該元事業主から提出された平成6年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)及び給与支払報告書(個人別明細書)(以下「給与支払報告書」という。)には、請求者の退職日が平成6年12月12日である旨記載されており、当該元事業主から請求者の請求期間に係る在籍を確認することができない。

また、請求者から提出された給料支払明細書から、B事業所の給与締切日は各月末日と推認できるところ、平成6年12月分の給料支払明細書の労働日数欄には、同年12月1日から同年12月12日までと記載されており、請求者から提出された平成6年分給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)には、請求者の退職日が平成6年12月12日と記載されていることから、当該給料支払明細書等からも請求者の請求期間に係る在籍を確認することができない。

さらに、請求者から提出された源泉徴収票並びにB事業所の元事業主から提出された源泉徴収簿及び給与支払報告書に記載されている給与の支払金額は、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる平成6年4月1日から同年12月12日までの期間に係る総支給額から交通費を差し引いた額と一致しており、当該源泉徴収票等から請求者が請求期間に係る同年12月13日以降の給与の支払を受けたことを確認又は推認することができない。

加えて、雇用保険の記録において、請求者のB事業所における離職年月日は平成6年12月16日となっている上、オンラン記録において、同事業所は同年12月21日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求者の同事業所における資格喪失に係る処理年月日及び健康保険証の回収年月日は請求期間中の同年12月26日となっている。

このほか、請求者が請求期間において、B事業所に在籍していたこと及び厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000782号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100020号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年11月8日から平成9年8月1日まで

私が正社員として雇用されていたA社は、厚生年金保険は同社の被保険者となり、雇用保険は実際に勤務していた同社の関連会社と思われるB社の被保険者として扱われていたところ、日本年金機構から送付されたねんきん定期便を見ると、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成元年11月8日となっている。

しかし、私は請求期間において、A社における厚生年金保険の被保険者であったので、資格喪失年月日を平成9年8月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者は、請求期間の一部の期間を含む昭和63年4月1日から平成3年3月25日までの期間はB社、平成5年5月6日から同年6月30日までの期間はA社において、それぞれ雇用保険の被保険者であったことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び商業登記の記録によると、A社は平成16年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、令和元年12月11日に解散していることが確認できる上、請求期間当時の同社の代表取締役は二人であったことが認められるところ、いずれの代表取締役も既に死亡していることから、同社における請求者の請求期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況について、事業所及び当該二人に確認することができない。

また、C労働局から提出された請求者に係る雇用保険受給資格者証を見ると、請求者は平成3年3月25日にB社を離職後、同年11月7日に求職の申込をする一方で基本手当の受給期間延長の申出を行っており、請求者が長女を出産した後の平成4年2月14日から同年5月13日までの期間において、基本手当を受給している旨の記載が確認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求者がA社における厚生年金保険被保険者資格を平成元年11月8日に喪失した際において、同日から同年12月1日までの間に、請求者から健康保険被保険者証を返納されていることが確認できる上、請求者は同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成元年11月8日に遡って国民年金第1号被保険者資格を取得し、当該資格取得の加入手続時期は平成4年10月頃と推認されること、国民年金保険料の納付については、当該加入手続が行われた同年10月から請求期間の終期の平成9年7月までの期間が保険料納付済期間となっており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000536号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100005号

第1 結論

平成10年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月

平成12年4月にA県B市役所の窓口において、請求期間の国民年金保険料を現金で支払った。

しかし、年金記録では、請求期間は未納期間と記録されているので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成12年4月にB市役所の窓口において、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、平成12年4月時点において、請求期間の国民年金保険料は、過年度保険料(国庫金)として納付することになるところ、B市は、過年度保険料に係る納付書を交付しておらず、市役所の窓口で過年度保険料は収納していなかった旨回答している。

また、オンライン記録によると、請求期間に係る平成10年4月1日の資格取得と請求期間後に係る平成12年6月1日の資格取得が、いずれも同年6月15日に入力されていることを踏まえると、当該入力を処理するまで、請求期間は国民年金に未加入であり、請求者は同年4月時点において、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていることから、当該期間に係る収納の記録漏れ等の事務過誤が生じる可能性は低いものと考えられる。

このほか、請求期間について、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000777号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100021号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和54年8月21日から同年6月21日に訂正し、同年6月及び同年7月の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

昭和54年6月21日から同年8月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和54年6月21日から同年8月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年6月21日から同年8月21日まで

私は、昭和54年6月21日付けでC社D工場からA社に異動した。

請求期間については、C社D工場内にあったA社E支部に勤務し、給与はそれまでと同様に同工場渡しとなっていた。

年金記録では、請求期間が未加入となっているので、A社の資格取得年月日を同年6月21日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

異動元であるC社D工場の後継事業所であるF社D工場から提出された請求者に係る人事記録、請求者のG厚生年金基金(以下「厚生年金基金」という。)に係る中脱記録照会(回答)、B社の担当者、並びにC社D工場及びA社の同僚の陳述から判断すると、請求者は請求期間において、A社に勤務し(昭和54年6月21日にC社D工場からA社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金基金に係る記録における昭和54年6月及び同年7月の報酬給与等から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は資料がなく、当該期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000687号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100022号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社)における平成5年4月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成5年4月から同年9月までは、50万円を53万円とする。

平成5年4月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成5年4月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年4月1日から同年10月1日まで

請求期間について、ねんきん定期便に記載されている保険料納付額が、給料支給明細書に記載されている厚生年金保険料控除額と相違しているので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支給明細書により、請求者が請求期間において、A社B支店からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支給明細書により確認できる報酬月額、厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、請求者の請求期間に係る報酬月額の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000780号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100006号

第1 結論

昭和58年4月及び同年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年4月及び同年5月
② 昭和60年4月から同年6月まで

これまで国民年金に加入した期間は、全て納付期限までに保険料を払ってきたはずであり、請求期間①及び②が未納になっていることには納得できない。

請求期間①及び②は、将来のことを考えて国民年金に任意加入し、保険料を払っていたので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者は、昭和58年4月11日から昭和60年7月1日までの期間について、国民年金に任意加入しており、請求期間①に係る国民年金保険料を納付することが可能である。

また、オンライン記録及びA県B市の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、請求期間①より前の昭和51年11月24日から昭和56年12月21日までの期間についても、国民年金に任意加入し、当該期間に係る国民年金保険料を全て現年度で納付している上、請求者提出の年金手帳を見ると、請求者は、転居に伴う住所変更等の手続を遅滞なく行っているなど、年金への関心の高さがうかがえる。

さらに、請求期間①は、任意加入期間中の2か月と短期間である上、請求者は、請求期間①直後の国民年金保険料を現年度で納付していることから判断すると、請求者が、請求期間①の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 請求期間②について、オンライン記録によると、昭和61年12月9日に、請求者に対し過年度保険料の納付書が作成されており、同日時点において、過年度納付が可能な国民年金被保険者期間は、請求期間②のみであることから、当該納付書は、請求期間②に係るものであり、同日時点において、請求期間②の国民年金保険料は未納と記録されていたと考えられる。

また、請求者は、請求期間②について、過年度保険料に係る納付書が送られてきた記憶もなく、過年度の保険料を遡って納付したこともない旨陳述しており、前述の過年度保険料に係る納付書の作成記録と請求者の陳述は符合しない。

さらに、B市は、日本年金機構に移管済みである前述の国民年金被保険者名簿以外に、請求期間②当時の国民年金の加入及び保険料納付に係る資料は保管していないと回答してお

り、同市から請求者の請求期間②に係る国民年金保険料の納付を確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000718号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100023号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年8月31日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

平成16年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年8月

請求期間にA社から賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与に係る明細書、B社の回答等により、請求者は、請求期間において同社から35万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払日については、当該支払日を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、賞与支払月の末日である平成16年8月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は当該期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000719号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100024号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成16年8月31日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成16年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成16年12月10日の標準賞与額については、20万円を22万円に訂正することが必要である。

平成16年12月10日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月10日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月
② 平成16年12月10日

請求期間①にA社から賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

また、A社に係る請求期間②の標準賞与額の記録が、請求期間②の賞与に係る明細書に記載されている賞与額と相違しているため、当該標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された賞与に係る明細書、給与所得の源泉徴収票等及びB社の回答により、請求者は、当該期間において同社から20万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の賞与支払日については、当該支払日を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、賞与支払月の末日である平成16年8月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は当該期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおり

の厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された賞与に係る明細書、給与所得の源泉徴収票等により、請求者は、当該期間においてA社からオンライン記録の標準賞与額を超える 22 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、B社は当該期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000762号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100025号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和56年4月1日から同年3月26日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和56年3月26日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和56年3月26日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年3月26日から同年4月1日まで

大学卒業後の昭和56年3月26日にA事業所に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同事業所における被保険者資格の取得年月日が同年4月1日となっているので、取得年月日を同年3月26日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された社員名簿(労働者名簿)、同社の回答及び請求者から提出されたA事業所の給与明細書の内容を転記したとする記録(以下「給与明細書の記録」という。)から、請求者は、請求期間に同事業所に勤務していたことが認められる。

また、B社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか不明である旨回答しているが、厚生年金保険の記録における請求者のA事業所に係る被保険者期間が昭和56年4月1日から同年8月26日までの4か月となっていることに対して、請求者の給与明細書の記録には、同年4月から同年8月まで(5か月)の各月に支給されたとする給与にそれぞれ厚生年金保険料控除額が記載されている。

さらに、請求者と同じ職種で昭和56年3月26日からA事業所に勤務したと回答している元従業員から提出された給与支給明細書によると、請求期間当時の同事業所における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であったと考えられ、請求者の給与明細書の記録においても、厚生年金保険料率が改定された月の翌月に支給されたとする給与から改定後の厚生年金保険料率に見合う厚生年金保険料控除額が記載されていることを踏まえると、請求者の給与明細書の記録及び当該元従業員の給与支給明細書における同年4月に支給された給与に係る厚生年金保険料控除額は、同年3月分の厚生年金保険料の被保険者負担分であったと推認でき、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所における昭和56年4月の厚生年金保険の記録、請求者の給与明細書の記録及び日本年金機構の回答から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、B社は不明と回答しているが、請求者の厚生年金保険の記録における資格取得年月日と雇用保険の記録における資格取得年月日は、いずれも昭和56年4月1日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が資格取得年月日を誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日とする厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。